

障害者総合支援法に基づく株式会社小池ケアサービス 運営規程

(事業目的)

第1条 株式会社小池ケアサービスが設置する株式会社小池ケアサービス（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護（以下「指定居宅介護」という。）及び重度訪問介護（以下「指定重度訪問介護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護及び指定重度訪問介護（以下「指定居宅介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った指定居宅介護等の提供を確保することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 事業所は、利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事ならびに外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 指定居宅介護等の実施にあたっては、利用者等の必要などときに必要な指定居宅介護等の提供ができるように努めるものとする。
 - 3 指定居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保険医療サービスを提供するもの（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。
 - 4 前三項のほか、障害者総合支援法（平成 25 年 4 月 1 日施行。以下「法」という。）及び障害者総合支援法に基づく前橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 12 月 14 日条例第 49 号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定居宅介護等を実施するものとする。

(事業所の運営)

第3条 指定居宅介護等の提供に当たっては、事業所の従事者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 株式会社小池ケアサービス
所在地 前橋市本町3丁目1番23号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者1名(常勤・サービス提供責任者兼務職員)
管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス提供責任者 介護福祉士 常勤2名 実務者研修修了者2名
サービス提供責任者は、次の業務を行う
 - ① 利用者等の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等(以下、提供するサービスが指定居宅介護にあつては、「居宅介護計画」、指定重度訪問介護にあつては「重度訪問介護計画」という。)を記載した書面(以下、提供するサービスが指定居宅介護にあつては「居宅介護計画書」、指定重度訪問介護にあつては「重度訪問介護計画書」という。)を作成し、利用者等及びその家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画書又は重度訪問介護計画書を交付する。
 - ② 居宅介護計画又は重度訪問介護計画(以下「居宅介護計画等」という。)の作成後において、当該居宅介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画等の変更を行う。
 - ③ 事業所に対する指定居宅介護等の利用の申し込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理等を行う。
- (3) 従業者19名(非常勤職員)
従業者は、居宅介護計画に基づき指定居宅介護の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) ただし、利用者の希望に応じてサービス提供については24時間対応可能な体制を整えるものとします。

(指定居宅介護等を提供する主たる対象者)

第7条 指定居宅介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者
- (2) 精神障害者
- (3) 知的障害者
- (4) 障害児（18歳未満の身体障害者及び知的障害）
- (5) 難病

2 指定重度訪問介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者
- (2) 知的障害者
- (3) 精神障害者
- (4) 障害児（18歳未満の身体障害者及び知的障害）

（指定居宅介護等の内容）

第8条 事業所で行う指定居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護計画書の作成
- (2) 身体介護に関する内容
 - ア 食事の介護
 - イ 排泄の介護
 - ウ 衣類着脱の介護
 - エ 入浴の介護
 - オ 身体の清拭、洗髪
 - カ 通院の介護（3）の事業として実施する通院等のための乗車又は降車の介助を除く。）
 - キ その他必要な身体の介護
- (3) 通院等のための乗車又は降車の介助
通院等の介助について、本事業所の従業員が自ら運転して通院を支援する。
- (4) 家事援助に関する内容
 - ア 調理
 - イ 衣類の洗濯、補修
 - ウ 住所等の掃除、整理整頓
 - エ 生活必需品の買い物
 - オ 関係機関との連絡
 - カ その他必要な家事
- (5) 重度訪問介護に関する内容
入浴、排泄、及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及びその他の生活全般にわ

たる援助

(6) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(2) から (5) に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言。

(利用者及び障害児の保護者から受領する費用の額等)

第9条 指定居宅介護等を提供した際には、利用者又は利用者の保護者から市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払いをうけるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、利用者又は利用者の保護者から、厚生労働大臣が定める費用の額の支払いをうけるものとする。
- 3 第11条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者から徴収するものとする。尚、この場合事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。
 - (1) 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道15Km未満 300円
 - (2) 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道15Km以上 800円
- 4 前項の費用の額に係るサービス提供に当たっては、あらかじめ利用者及び障害児の保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者及び障害児の保護者の同意を得るものとする。
- 5 第1項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った利用者及び障害児の保護者に対し交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第10条 事業所は、利用者及び障害児の保護者の依頼を受けて、当該利用者等が同一の月に指定障害福祉サービス及び指定施設支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該利用者等が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者総合支援法施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第17条第1項に規定する負担上限月額、又は令第21条第1項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者等及び指定障害福祉サービス等を提供した指定福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 11 条 通常の事業の実施地域は、前橋市、高崎市、伊勢崎市、渋川市、吉岡町、榛東村とする。 但し、通院等乗降介助は前橋市、高崎市とする。

(緊急時及び事故発生時における対応方法)

- 第 12 条 現に指定居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
- 2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 指定居宅介護等の提供により事故が発生した時は、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 指定居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(苦情解決)

- 第 13 条 提供した指定居宅介護等に関する利用者等及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 提供した指定居宅介護に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が、また、法第 48 条第 1 項の規定により群馬県知事又は市町村が行う報告若しくは文章その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等及びその家族からの苦情に関して群馬県知事又は市町村が行う調査に協力するとともに、群馬県知事又は市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会と同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

- 第 14 条 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
- 2 従業員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するもの

とする。

- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、従業員で無くなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得すものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 15 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生またはその再発防止のため次の措置を講ずるものとする。[虐待防止に関する担当者：布川佳朋]

- (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、介護支援提供中に、当該事業所従業者又は要支援者（利用者の家族等高齢者を現に支援する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 16 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当外業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。[業務継続計画に関する担当者：布川佳朋]

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第 17 条 事業所は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。[感染症に関する担当者：布川佳朋]

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6

月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のため指針を整備する。
- (3) 事業所において、サービス提供責任者・訪問介護員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施する。

(職場におけるハラスメントの防止)

第18条 職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメント(以下「職場におけるハラスメント」)の内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知啓発を行います。[ハラスメントに関する担当者：布川佳朋]

- ・相談(苦情を含む)に対する担当者をあらかじめ定めること等により、相談者への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者、利用者等に周知を行います。
- ・利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントにあたっては、相談に応じ適切に対応するために必要な体制整備、被害者への配慮のための取り組み及び被害防止のための取組の実施を行います。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおりに設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後 3ヶ月以内

(2) 継続研修 年 12回

- 2 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 3 事業所は、利用者等に対する指定居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護を提供した日から5年間保存するものとする。
- 4 事業所は、指定居宅介護等の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。
- 5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社小池ケアサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 「株式会社 小池ケアサービス運営規程」(平成 15 年 4 月 1 日施行)は平成 18 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則

平成 21 年 11 月 1 日 ・平成 24 年 4 月 1 日 ・平成 25 年 4 月 15 日
平成 26 年 1 月 20 日 ・平成 26 年 7 月 1 日 ・平成 26 年 8 月 18 日
平成 26 年 11 月 1 日 ・平成 26 年 12 月 1 日 ・平成 27 年 1 月 9 日
平成 27 年 4 月 1 日 ・平成 27 年 7 月 1 日 ・平成 27 年 9 月 1 日
平成 28 年 4 月 1 日 ・平成 29 年 4 月 1 日 ・平成 30 年 3 月 1 日
平成 30 年 5 月 1 日 ・平成 30 年 5 月 14 日 ・平成 31 年 4 月 1 日
令和 01 年 6 月 16 日 ・令和 01 年 11 月 1 日 ・令和 02 年 1 月 10 日
令和 02 年 4 月 1 日 ・令和 02 年 5 月 7 日 ・令和 02 年 6 月 8 日
令和 03 年 4 月 1 日 令和 5 年 3 月 1 日

一部改正

前橋市本町 3 丁目 1 番地 23 号
株式会社小池ケアサービス
代表取締役 布川 佳朋